

その為現場では粉じんらしき物がたくさん浮遊しており怖いのです。アスベストの被害とは期間で発生するのでしょうか？ 吸う期間ではなく1度でもその場所にいると吸引してしまいもうガンになってしまうのでしょうか？

**A:** この間の報道により、ご心配になられた事と思います。まず現在発症されている方ですが、多くは40年ほど前に数年間連日石綿を吸入された方か、石綿工場の近くに数十年住んでいた方です。石綿工場や造船所のひどい環境でも、全員ではなく発症される方は吸入された方の10%等です。相談では短い日は1時間単位のご様子3年の勤務ですから、今後注意をしていけば、発症しない場合が圧倒的に多いと思います。アスベストの被害は、40年程度後に発症する場合があります。吸入後20年程度は検査をしても正常ですから、現在検査を受けても全く異常はでないと思います。それでもご心配な場合は、アスベストに詳しい病院を受診して頂ければ現在の状態と今後の注意について、お話をさせていただきます。石綿を今後吸わないでいかにお過ごしのか、では石綿障害予防規則等の対策が重要です。(2006年度の回答です)

 石綿障害予防規則が施行されました。<http://www.asbestos-center.jp/archive/yoboukisoku2005/index.html>



320

**Q:** 知人がアスベストを取った後、安全な石綿代替品を入れる仕事を始めました。大丈夫と本人は言いますが、何回かアスベストを見たようです。アスベスト被害にあわれた方で駆除した後の作業過程で被害にあわれた方はいるのでしょうか？アスベストを直接除去する仕事以外でも害を受けた方はいるのでしょうか？ 建築業ではありません。仕事内容を聞くとアスベストの入ってる建物を他の業種の方がアスベストを除去した後に、新しい石綿(?)を入れる作業をしているようです。会社は知人の紹介で入ったので大きい会社ではありません。人数は数十人でしてるようです。年配の方もいるようです。作業はほぼ毎日行っています。ビルの大きさはまちまちですが 学校など大きな建物をやっているようです。

**A:** 「石綿(?)」の商品名や会社名を、聞いていただけないでしょうか？ 石綿では、恐らくない断熱材かと思います。健康が御心配でしよから、まずご確認ください。その上でアドバイスさせていただきます。

 図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編 p1-P95, 朝日新聞, 200 実践!! 建設業のためのアスベスト対策?被害者にも加害者にもならないために?, 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編, p1-115, 建通新聞社, 2007.1



321

**Q:** 環境調査会社に勤めているものです。排ガス測定の現場において煙突の測定口でガスの採取を行なっていますが測定口周囲に保温材があり、それをむしり取って作業をしています。数年間やり年2、3回程作業します。将来、中皮腫や肺ガンになる恐れはないでしょうか。また、今後作業する上で防塵マスクはどの程度の仕様を使えばよいでしょうか。

**A:** 煙突の周囲の保温材ですから、石綿含有が多いと思います。一度分析を勧めます。年2〜3回、1回10分単位かと思います。短期間の吸入ですから、中皮腫や肺ガンのリスクの増加はほぼゼロに近いと思いますがわずかの増加はあるでしょう。国家検定のついた顔面のフィットテストができる、防塵マスク(簡易マスクは防塵性能が少ない)をお勧めします。



322

**Q:** 20年以上前にアスベストを使用した壁材の切断作業に、この壁材メーカーの工場で約3ヶ月の間ですが従事しました。(社外業者として)当時は、有害なものとの多少の知識はありましたが、ここまで危険なものとは知りませんでした。この壁材メーカーホームページには、「当時から最近まで壁材にアスベストを使用していた」と、はっきり記載してあります。作業着が毎日白くなるほどの作業でした。マスクの着用は全くありませんでした。(社員の人は、時々、マスクを着用されていましたが)短期間の関与であっても、中皮腫などの悪影響の危険性はあるのでしょうか？

**A:** 3ヶ月ですが、石綿の職業性吸入はあったと思います。石綿関連疾患のリスクは、少し上昇したと思います。50代ですから、年1回胸部レントゲン写真をとる一般の人よりも年に2回程度の健診が望まれます。



323

**Q:** 20代の頃研究所職員として勤務し、日常的にアスベスト・石綿スレート板を使っていました。ある時は、実験室の天井にレールを取り付けるための工事が成され、2日間部屋

の中は真っ白、夏で暑いのにクーラーはアスベストの粉を吸って止まってしまったので、作業員(外部業者)の方は暑くてマスクもできず、顔も体も真っ白になって作業していました。私は作業中はほとんど部屋に入りませんが、作業員の方への説明のための入室があったり、作業完了後に真っ白になった部屋の掃除をしたりし、かなり吸入したと思います。その後研究所は辞め、今は別の所で働いています。今後の発症の危険について心配です。早く発見するため等に気をつけることや、発症してしまった場合に労災等保障の対象になりうるのかについてなど知りたいです。

**A:** アスベスト建材をご使用になった1回の時間、石綿スレート板を使用するだけか、一定の切断等を行うのか(その際の工具)、週及び月あたりの回数、使用年度(年～年)を、お知らせ下さい。吸入の多かったのは、以下の2日のみでしょうか? 短時間なのか、累積するとかかなりの時間なのかで、大分リスクは異なります。作業について詳しくお教えいただき、リスクについて計算してみましょう。



324

**Q:** ガラス工場で働いています。製品を扱う時や製品と直接接触する設備でアスベスト(布状や板状の物)を使用しています。又使用中に磨耗したアスベストの交換や作成板状のアスベストをグラインダーで面取りしかなりの粉じんがでます。現場には大した集塵設備も無く使い捨てのマスクを着けるぐらいで、アスベストに対する説明も特に無く無防備状態だったと思います。数年前に代替品に切り替える様に指示が出た為現在殆ど代替品に切り替わりましたが、少ない部分でいまだ使用しているのも事実です。現在マスクは本人の意思で着用しています。

**A:** 安全衛生委員会や産業医の先生がいる規模です。委員会の課題として取り上げてみるのは、難しいでしょうか? この間多くの会社の安全衛生委員会で取り組みが始まっています。マスクや作業着の着用、局所排気装置等は、石綿則では義務事項です。健康被害がでる可能性がありそうです。退職者で、じん肺、肺ガン、中皮腫の方も心配です。(2006年度の回答です)



厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



325

**Q:** 住宅の屋根材にアスベストを含む屋根材が使用されています。30年以上も前からほとんどのハウスメーカーが安価なことを理由に使用しておりほとんどが老朽化し改修時期を迎えています。スレート屋根の劣化は1年間に0.1mm摩耗し、0.5mm以上摩耗するとアスベストが飛散するといわれています。ということは既に日本全国の大気中にアスベストが飛散していることとなります。この件を製造元に問い合わせたところ、「固形のため劣化してもアスベストの飛散はないので大丈夫だ」「環境濃度も国の基準以内で問題ない」という返事でした。ところが、その環境濃度は東京都環境局のHPから引用したもので平成12年までの測定結果をもって大丈夫と言っています。現在の環境濃度は測定していないし今後もいつやるか決めていないという返事でした。貴センターから製造元と東京都に調査と公表を促して頂きたいと切望しています。最近の調査結果を公表できない裏には、濃度が基準値を超えており公表すると日本中がパニックになる恐れがあるからか、などとうがった見方さえしてしまいます。危険な状態であるならなおのこと国内からスレート屋根を一掃しなければいけないと思うのです。

**A:** 貴重な御意見頂き、ありがとうございます。屋根材の問題は、今後大きな課題です。先日は屋根関連のNPOで講演を致しました。今後濃度測定や、対策について考えていかなければならぬと思っております。色々ご協力できれば幸いです。



326

**Q:** 昭和40年代操業開始で55年ごろくらいまで、800度のアルミの溶湯を流す桶の耐熱補修材として袋に入った青いアスベストの塊をくずして接着剤とまぜ桶の耐熱材の欠落箇所に補修用に手作業で行ってました。アスベストの塊を手でくずさないで接着剤と混ざらないので其の工程ですったと思います。防護マスクは其のころはなかった。テレビで見た粉じん様のアスベストではなく原石を崩したもので長い針状のものもありました。耐熱材が破損しないと直す必要がないので一日何時間触れていたものではないのですが平均すれば一日1時間位でしょうかはつきり判りません。

**A:** 青石綿(クロシドライト)を10年間、毎日1時間作業されていたという事のように。今後の悪性中皮腫等の発症の危険は、一般人と比べて数倍以上は上昇していると思います。年2~3回の胸部レントゲン写真、年1回の胸部CT写真をお薦めします。



327

**Q:** Bブレーキの工場で3年間働いていたのですが、原料は『石綿』と言っていました。マスクは作業時にしていたのですが、40年ほど経ってからの発症では…。今後不安です。マスクをしていても、危険性は高かったですか？どうでしょうか？働いていたのは20年以上前です。普通の総合病院では詳しい診察は無理でしょうか？また、その際何科で診ていただいたらよいですか？

**A:** 呼吸器科の先生のすべてが、石綿関連疾患に詳しい訳ではないのです。詳しい先生も時々いますので、ご心配ならとりあえず、呼吸器内科が分れている規模の総合病院で、胸部レントゲン写真と胸部CT写真を一度撮影されては、どうでしょうか。



328

**Q:** 夫の事で相談致します。35歳頃から店舗改装で天井裏に入りグレー色のアスベストを取り除く作業に従事しておりました。ガーゼマスクはしていたもののアスベストを吸っていたと思います。アスベストを吸った量、種類に関係なく100%発病するのでしょうか？潜伏期間が長く治療方法がないと言われていただけに連日の報道で不安な日々を過ごしております。年に1回のレントゲン検査だけでいいのでしょうか？高さ約60cm広さ70坪から300坪の天井裏で取り除いたアスベストが舞っている中での作業時間は約2時間半平均月1回程度従事していました。

**A:** 内装で月1回の天井内作業ですか。確かに吸入されているでしょう。60才前後ですから、年2~3回の胸部レントゲン写真で良いでしょう。とにかく一度はCT写真です。石綿に詳しい医療機関は、A市のB病院呼吸器内科等です。



329

**Q:** 理科の教員が小腸のガンでなくなりました。年齢は確か30代大学時代から専攻は化学です。小腸のガンは生まれでアスベスト(?)などの外的要因が疑われるというのをwebでみつけました。心当たりとして理科室などでは粉々になった石綿(理科の実験でガスバーナ

一などで使用するもの)がたくさんありまた、現在は材質が変更されているのかもしれませんが、5, 6年前の製品は、ざらにあり、中には10年物の製品も存在します。このような事がもし影響をあたえていたとしたら、教員のみならず、生徒への影響も不安です。

**A:** 石綿付き金網は、思いっきりこすり続けると飛散すると思いますが、通常の状態に使用では心配ないと思います。綿状の石綿を実験等で多用された場合は、問題の濃度になる場合があります。ご心配の場合、使用されている石綿の状態と頻度を、もう少し詳しくご説明下さい。小腸ガンも稀ですが、悪性腹膜中皮腫も稀な疾患です。御家族にお聞きになれるのなら、死亡診断書や病理報告書できちんと病名をご確認頂くか、御家族に当方への相談をお勧め下さい。



## F)-3 労災補償等

330

**Q:** 造船所の重量物運搬工で肺ガンと言われました。私は直接石綿に触れる仕事ではないですし、喫煙もしているので、医師からは喫煙による肺ガンと言われました。一方で、石綿は眼に見えず、知らずに吸い込むので、あなたも石綿肺ガンではないかという同僚もいます。どう考えたら、よいのでしょうか？

**A:** 重量物運搬工は、ボイラー室やエンジン室への機械の搬入や搬出を行い、その際に石綿曝露を知らずに受けている職種です。滞在時間も長いので石綿の高濃度作業といえると思います。喫煙と石綿は相乗作用で肺ガンの原因となりますので、貴方の肺ガンには石綿と喫煙の双方の影響がある疑いが高いと思います。石綿曝露に詳しい医師の診断を受けて、労災補償の対象かと思えます。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－；2006：1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



331

**Q:** 母が、従業員 10 名ほどの石綿パッキング工場で、30 年働いて最近中皮腫で亡くなりました。真面目に仕事をして何故なのでしょう？ 今後の手続き等について教えてください。

**A:** 石綿製造業での作業のある中皮腫の方ですから、労災補償の対象です。主治医の先生から頂いた診断書や死亡診断書と、社会保険の加入履歴を持参されてご相談ください。詳しくご説明致します。



332

**Q:** じん肺に関してですが、築炉工です。40 年間勤務し現在 5X 才です。じん肺管理 4 の請求を監督署にしたのですが、フィルム再検とされました。どうすれば良いのでしょうか？

か？

**A:** 以前提出されたレントゲン写真では、十分判断しにくかったのかと思います。再度提出された写真で審査が行われると思います。何かお困りなら再度ご連絡ください。



333

**Q:** 40年前、冬になると出稼ぎの左官業をしまして、毎年4ヶ月の仕事を10年以上行いました。最近B病院でレントゲンの精密検査を受け、アスベスト関連疾患だと言われました。今後どういう手続きをすれば、良いのでしょうか？

**A:** アスベスト関連の病気の種類(石綿肺か、石綿肺の程度はその程度か？ 胸膜肥厚斑か？)に応じて、手続きを異なります。お近くのアスベスト疾患の詳しい病院を紹介いたします。



334

**Q:** 石綿水道管製造の工場で働いていた事があります。中皮腫や肺ガンや石綿肺の多い工場です。私も、中皮腫と診断を受けました。労災の手続きをしようと思いますが、皆さんこうした被害がでているのはご存知ですか？

**A:** お話は時々伺います。労災の手続きをお取りください。色々大変な作業の様子をお話頂き、ありがとうございました。



335

**Q:** 入院した友人が肺ガンと診断されました。配管工として中学卒業からずっと同じ会社で働いていました。工場の配管作業が多く、吹き付けアスベストが多用された時代に曝露したのではないかと思います。喫煙は2箱と多いです。手術はせず抗ガン剤で治療しています。医師からはとくにアスベストによるものとの指摘はありませんが、もしかしたらと思い、資料が

あればお願いします。

**A:** アスベストによる肺ガンが疑われ、労災対象の可能性が高いと思いますので、関連の資料を送付します。アスベストと喫煙はかけ算で肺ガンをおこしやすいと言われていま



336

**Q:** 数年前に父が肺ガンで死亡しました。胸水はありました。30～40年間位、スレート加工を専門に扱っていたので、アスベストによる肺ガンなのか知りたいと思います。

**A:** その可能性は、高いように思います。石綿疾患の労災申請に詳しいNPOをご紹介します。



337

**Q:** 船舶の機関員で中皮腫になりました。労災保険とは手続きが異なると聞いていますが、教えてください。

**A:** 一般的に船員の業務上疾病は船員保険法で職務上疾病として取り扱われます。船員保険を所管するのは社会保険庁ですので、都道府県社会保険事務局から必要書類を取り寄せて、必要な証明書類、資料をつけて、最終石綿ばく露作業に従事した船舶の船会社を管轄する都道府県社会保険事務局に提出します。給付内容や実務手続きは基本的に労災保険と同じと考えてよく、審査における認定基準は労災保険に準拠しています。



338

**Q:** 私は、戦前に石綿製造会社に徴用された徴用工で、中皮腫となりました。手続きについて教えてください。

**A:** 戦時中に国家により徴用され勤務した職場において石綿粉じんを吸った結果として中皮腫を発病されたとのことですが、当時の身分は軍属となりますので、戦傷病者特別援護法により障害給付の対象になります。勤務先が石綿製造会社であることの証明が必要になりますが、まずはご自身がどのような作業をされたか思い出していただく事から始めてください。当時のお仲間がおいでになる場合は、ご協力を依頼してください。申請先は、現住所の自治体になります。また、万一認定されない場合も考慮して、環境保全再生機構へ救済給付の申請をされても構いません。

 石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法等による対応について(平成17年11月21日付、社援企発第1121001号、社援援発第1121001号)  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/11/h1121-1.html>



339

**Q:** 私は戦後の石綿(アスベスト)曝露職歴がない者で、戦前の学徒動員中の工場で石綿製品を扱い、中皮腫になったと思います。余命は少ないのですが、私を救ってくれる手続きがあれば、教えて下さい。

**A:** 学徒動員中の作業による石綿粉じんのばく露が明らかで、かつ中皮腫を発症されているのであれば、準軍属に対する戦傷病者特別援護法により障害給付の対象になります。不幸にして亡くなられた場合でも、そのご遺族に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族給付が支給されます。お申し込み先はお住まいの自治体です。その後、都道府県を経て厚生労働省に書類が回り判定がなされます。当時の作業をきちんと思い出すこと、どこへ動員されたか明確にする事が認定に欠かせません。

 石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法等による対応について(平成17年11月21日付、社援企発第1121001号、社援援発第1121001号)  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/11/h1121-1.html>



340

**Q:** 建築業で30年働いた者ですが、肺ガンで手術しました。手術後に医師から喫煙もあるし石綿関連かわからないですといわれました。どう考えれば良いのでしょうか？

**A:** 医師は、CT写真や手術時に胸膜肥厚斑が確認できず、肺のプレパラートで石綿小体がなかったことをさして、関連なのかわからないと言っているように思います。問題は建

建築業のどういう職種で何年間どういう石綿建材作業に従事されてきたのかを確認することだと思います。この点は私たち石綿 NPO が建築作業に詳しい方に相談することが良いと思います。仮に喫煙があっても、石綿建材作業が 10 年前後以上ある方であれば石綿関連肺ガンの疑いはあると思います。胸膜肥厚斑や石綿小体の所見が少なそうなので、労災の手続きには十分な準備が必要ですから、まず石綿 NPO に相談した上での申請がうまくいくと思います。



341

**Q:** 自治体の営繕関係者ですが、医師に石綿肺といわれました。どういうことでしょうか？

**A:** 自治体の営繕関係者や建築関係者は、吹き付け石綿の建物の保守・管理や、建物建築や増改築等の立会いもあり、高濃度の石綿曝露が過去にあった職種です。石綿肺、肺ガン、中皮腫等のあらゆる石綿関連疾患が生じる可能性がありますので、退職後の健診を十分うける体勢が必要ですし、今後地方公務員の業務上申請も増加すると思われます。



342

**Q:** 父が教員で、中皮腫で死亡しました。学校との関連等の調査の方法と、今後の申請等について教えてください。

**A:** 教員の中皮腫の報告は諸外国では多いのですが、日本ではようやく始まった所です。学校には、吹き付け石綿が建物に使用されたための曝露もありますし、1955 年から 1980 年代の生徒や教員がいる中での増改築での石綿(アスベスト)建材からの曝露、給食室、理科室、陶芸部等の石綿製品からの曝露、調査や研究の際の曝露等があると思います。調査は現状ではかなり複雑なので、私たちの様な石綿 NPO に相談しながらの調査がまず必要と思います。調査後の申請先は、国家公務員か、地方公務員か、私立学校教員の労災申請かで異なります。簡単ではないので相談しながらの申請をお勧めします。

 名取雄司、石川雄一、石渡仁深、他 教員の悪性中皮腫-3 例の検討-産衛誌 VOL80(CD-ROM)、p1313、2007



343

**Q:** 小学校の教員で、中皮腫になりました。仕事によるものではないかと思っていますが、今後何をしてどう手続きをすれば良いのか？教えてください。

**A:** 環境再生保全機構又は保健所に、救済給付の申請をしてください。さらに職歴で、石綿を吸入するような作業をした事はないでしょうか。また、ご家族で石綿作業をされたかたがいて、作業着などを持ち帰っていたという事はないでしょうか。そうでないとすると、中皮腫は石綿によるほかには発生しないので、教員のお仕事で石綿を吸った可能性が高いです。学校は石綿吹き付けや石綿建材があったので、歴任された学校の建物に石綿が使われていて、掃除をしたり工事現場に立ち会ったりして、石綿を吸った可能性があります。学校建物の図面などで、なるべく石綿を特定する必要があります。労災認定基準では、石綿ばくろ作業として『石綿作業の周辺等において、間接的なばくろを受ける作業』も認定の対象です。しかし認定されにくいので経験の豊富なNPOとともに慎重に検討して労災申請の準備をしてください。十分書類を整えてから、学校が民間なら労働基準監督署に労災申請し、公立なら公務災害申請をします。



344

**Q:** 夫が中皮腫で死亡しました。教員であり当時中皮腫と言われても、関係のない事を考えておりました。最近建物の中皮腫の事も報道され、夫も石綿吸入と関係するものと考えています。今後どう調査したら良いのでしょうか？

**A:** 職歴、家族歴、居住歴を順番に調査し、石綿曝露に関して、調査してきます。数日以上の上の聞き取りや現地調査となります。なお、医療機関から診療録やレントゲン写真や、病理標本をお借りして、石綿関連所見や石綿小体や繊維の検査等、可能な検査をしていきたいと思います。



345

**Q:** 石綿曝露のある工場附属病院で勤務していた医療関係者です。作業服をきた工員の診療にあたってきました。先日息切れで病院を受診し、胸膜中皮腫と診断されました。

労災補償の対象となるのでしょうか？

**A:** 石綿曝露歴が仕事上であるのですから、労災補償の対象となります。



346

**Q:** エレベーター業で、吹き付け石綿のある中で、30年以上修理維持に従事してきました。先日息切れで病院を受診した所、中皮腫との診断を受けました。労災補償の対象になるのでしょうか？

**A:** 職業性石綿曝露が数ヶ月以上ある中皮腫は、当然労災補償の対象です。手続きについて、詳しくお教え致します。



347

**Q:** A自動車会社の社員として自動車整備工を20数年勤め、50代で中皮腫になりました。自動車整備工と中皮腫の関係、手続き等を教えてください。

**A:** 自動車整備工は、石綿製品であったクラッチやブレーキの修理・交換および、一部の車種のボンネット裏やその他の石綿製品の修理等から、一定の石綿の職業性曝露がある職業で、石綿則の対象職種です。中皮腫は労災としての前例が多いので認定されます。肺ガンでも一定の曝露期間があれば労災として認定されると思います。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引ー石綿ばく露歴調査票を使用するに当たってー;2006:1-153  
[http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18\\_tebiki.html](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html)



348

**Q:** 私は現在40代の工員です。20代の数年間自動車整備士をしており、アスベストはブレーキ関係で使われ点検及び修理の際にブレーキに付着したアスベスト粉をエアガンで吹き払って整備していました。アスベストの粉じんが有害とはその時も聞いていましたが、ど

の程度かが当時は知識が乏しく吸引しながら作業していました。発症の不安をかかえ、予防方法があるでしょうか？診療をうける病院は限定されるでしょうか？発症した際自動車整備の影響は労災として認められるのでしょうか？

**A:** 自動車整備工は、一定の石綿の職業性曝露がある職業で石綿則の対象職種です。曝露開始から20年たち現在40歳とのことですので、石綿則健診を年2回受ける時期に入っていると思いますが、現在の勤務先が石綿作業でなければ、石綿健康管理手帳を取得し手帳で健診を開始することをお勧めします。健診機関は現在各都道府県にかなり増えてきています。予防方法は色々な方法が試みられていますが、現在効果が立証されるには至っておりません。御自分で判断する時期かと思います。発症時の補償は、中皮腫等であれば労災としての前例も多いので、認定されます。



349

**Q:** 「労災申請に向けての手順」をどうしたらいいか質問です。腹膜中皮腫により開腹手術、再発により開腹手術、再発の可能性有今後必要に応じて開腹手術。曝露の可能性は父親が大工で夏休み冬休み中心に父親の仕事の手伝いのバイトを行う。

**A:** 紹介状・病理検査結果報告書・胸部CT等を持参の上、アスベストに詳しい病院を受診して頂くのがよいですね。会社にだすような簡単な御自分の履歴、生地、小学校以降の学校名、職業歴等をおつくり頂ければ、なおのことありがたいでしょう。



350

**Q:** 胸膜中皮腫を発症し他界しました。在職中は役所の水道課に勤務し、昔は水道管に石綿が使われていたそうで、それが原因になったとも考えられます。このような父のケースも保障等の対象になりうるのか、ご教授願います。

**A:** もちろん、業務上疾患の対象になります。自治体の認定は難しいので、十分な事前準備が必要です。一度お電話で相談して頂けると幸いです。

351

**Q:** 父は船大工としてアスベスト関連の仕事にも従事していた過去がありました。先日咳が止まらないため入院したところ、Ⅲ期の肺ガンと診断を受けました。担当医の話では、アスベストとの関連性については判断できないとのことでした。過去の職歴から考えるとゼロではないと思います。そのため、アスベストと労災認定の現状につきまして教えて下さい。

**A:** 船大工の方の肺ガンは、労災保険で認定されています。A市のB病院は、日本でも石綿にお詳しいC先生の病院です。主治医とC先生に是非ご相談ください。お困りの際は、いつでもご相談下さい。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153  
<http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18.tebiki.html>

352

**Q:** 私は今父の死に対して動き出そうとしています。父は肺ガンで他界しました。病院の医師はアスベストが原因とは言いませんでしたが、「アスベストと関連があるお仕事ですか?」と聞きました。私は知識がなかったため、「ないです」という父の言葉をそのまま先生に伝えました。20年以上前に屋根用スレートの営業で現場に行ったりして関係はあるのではないかと可能性を強く抱いています。労災は父が最後によくしてもらった職場がらみもあり申請できないかもしれませんが、先日ニュースで一般の労災以外の人も救済が出る事が決定した記事を見ていてもたってもいられません。お金がどうという問題ではないのです。看病している時に父が、ぼつりといった「俺はどうして、こんなことになったんだろう…俺の人生の筋書になかったんだけど」とベットの上でうっすら涙を浮かべていたことが忘れられないのです。その理由を解明し父に報告してあげたいです。限りなくグレーじゃないかと思うのです。解明し補償を受け、母に父からの贈り物として与えられる日が来るのかと、物的証拠がなく父もいなくなってしまう今、私たちに明日はあるでしょうか?

**A:** 労災以外の補償としては、環境省による特別遺族給付金があります。この場合はアスベストにより引き起こされた肺ガンである事を証明しなければなりません。具体的には、レントゲンやCT写真に胸膜ブランクが写っていることや肺内に一定量のアスベストが発見されることが条件になっています。ですから、病院に写真や手術による標本が残っているか確認してください。ただし、お話から察しますと、本来は労災申請するほうがよろしい気がします。建築

の現場に出向かれていますので、きちんと調べる価値はあります。また、職場との関係ですが、労災はその会社の非をとがめるものでなく、かつ会社が支払のではなく国が補償するものですから、申請に向けてご家族で相談されてはいかがでしょうか。



353

**Q:** 1980年代にA医科大学病院で中皮腫とされました。解剖は依頼されましたが断ってしまいました。勤務は不燃建材の会社で営業所勤務でしたが、現場で監督のような立場の時もあり現場に関わっていました。20年間勤務し発病逝去。労災補償等の相談をお願いいたします。

**A:** 2006年3月施行の法律により、労災時効者として救済される可能性が高い方だと思います。新しい法律でも今後提出に必要な書類等がいくつかあります。病院から必要な書類を入手する事が必要になります。死亡診断書、中皮腫と診断した際の病理組織結果報告書、胸部レントゲン写真や胸部CT写真等です。今後病院との折衝で必要な内容をお伝えいたしますので、電話相談担当にお電話下さい。



354

**Q:** 私の父がアスベストが原因と思われる悪性中皮腫にかかってしまい、現在も前向きに治療をしております。父は自営業で空調関係の仕事に携わっており、常にあちこちの現場に飛回るといった活躍ぶりでした。年齢は60代になります。私がまだ幼少の頃、アスベストを吸い込んだと思われまます。そう思うと胸が痛みます。父のような場合、労災の補償はどうなりますでしょうか。父本人も市政などに問合せをしているようですが、自営業ということでなかなか難しいようです。ちなみに父一人で営んでおり、大きい会社から仕事をいただけておりました。

**A:** 詳しく職業歴を伺って、様々な可能性を検討した方が良いと思います。詳しい者が何うと、労災等になる可能性が出る場合も多いと思います。ご相談いただければと思います。



355

**Q:** 石綿曝露はあった父ですが、手術とか解剖はしていません。死亡診断書は役所に提出し、医師の説明書も手元にありません。父は呼吸が苦しいと病院に行き、入院となりました。検査をしても腫瘍マーカーではガンとは言えないとの医師の説明でした。亡くなる直前に肺ガンとしての治療(抗ガン剤)の説明があり結局、死亡診断書には肺ガンと書かれていた経緯です。

**A:** 肺ガンの診断と、石綿曝露、の2点が明確であると、色々な手続きの可能性がありますが、お話では肺ガンとしての根拠が少ない様に、受け取れました。更にご相談を希望する場合は、病院に「労災申請を考えている」と診療録の複写をお取り頂いて、ご相談ください。



356

**Q:** 私の知人も、建築現場で長年働いていて、その間に大量の石綿を当時、当たり前の様に吸っていたとのこと、現在はかなり悪化しているようすです。あらゆる現場で毎日の様に吸っていたため、此处で！と言う限定は出来ないそうです。当時施工されていたA空港関係者が危ないのではとのこと。労災申請しても、既に元の会社が倒産している場合とか、間接的に被害に遭った場合は何処に訴えれば保証されるのでしょうか？ どんなに保証を受けられても、体は元には戻りません。それでも、家族の事を思えば、僅かでも生活の保障が得られればと願って居ると思います。病に冒され働けなくなり家庭にしわ寄せが行き、そんな突然の不幸に見舞われた家族の話を書きました。アスベストは人が作ったものですよね、でしたら立派な人災だと思えます。一刻も早い国の対応を願ってやみません。

**A:** A空港関係の話はしりませんが、大規模工事で呼吸器疾患がでるのは、耳にする所です。会社が倒産しても、間接的被害でも、労災保険の対象となります。石綿関連疾患に詳しい医療機関への受診を勧めて下さい。



357

**Q:** 労災認定の件ですが、どの位の日数で認定が下りどのようなメリットが有るのでしょうか？ 本人に話したところ「どうせ長くは生きられないのだから」と余り乗り気では有りま



罹患した人の話が出ています。罹患してからも相当苦しみ、手帳には「まだ生きていたいことがある」と震える字で書かれていました。不安な毎日を送っています。もし父が労災認定を受けるとしたらどういう手続きが必要なのでしょうか。

**A:** 必要ないいくつかの書類等を整えたり、労災になる要件を満たしているのか、チェックする必要があります。その後、監督署に申請します。申請後数ヶ月から1年で労災認定の決定ができます。労災として認定されますと、発病から永眠時までの休業補償(在職時賃金で計算)、遺族年金(一時金)がご遺族に支払われます。労災認定後に会社と交渉し補償金が支払われる場合もあります。



360

**Q:** 派遣会社でアルバイトをして、アスベストを使用した建物解体に携わったそうです。派遣先の社員は防護服・防塵マスクを着用して作業をしていたが、防護服・防塵マスクは支給されなかったため薬局等で売っているマスクを着用して作業を行った。日雇いの派遣会社でアルバイトをしていて、アスベストに因る症状が出た場合、国や企業などからなんらかの保障などを受けることはできるのでしょうか。現在やっておくべきことはありますか。将来アスベストに関わったことがあるかどうか記録などがなくなってしまい、証明できなくなってしまうことを心配しています。

**A:** 1) アルバイトでも雇用関係があれば、今後労災保険の対象となります。現在の段階で、働いた事に関する記録、賃金支払い、日記、メモ、友人の記録等を残す事です。  
2) 潜伏期が長いので、最初の吸入から20年以内の健診は不要です。現在不安があれば、現時点の記録を残すことも良いでしょう。



361

**Q:** 私の父は胸膜中皮腫で死亡しました。会社からの補償金はもらえるのでしょうか？ また労災に認定されるまでの期間、労災に認定されるとどういった保障があるのでしょうか？

**A:** まず電話でご相談下さい。その上で必要ないいくつかの書類等を整えたり、労災になる要件を満たしているのか、チェックする必要があります。その後、監督署に申請します。

申請後数ヶ月から1年で労災認定の決定がでます。労災として認定されますと、発病から永眠時までの休業補償(在職時賃金で計算)、遺族年金(一時金)がご遺族に支払われます。労災認定後に会社と交渉し補償金が支払われる場合もあります。



362

**Q:** 夫は1950年代から20年石綿製品を加工する仕事に従事してきました。昨年肺炎で永眠しましたが、じん肺との関連の説明が医師からありませんでした。肺ガンで労災となった同僚もいるので納得できません。

**A:** 昨年お亡くなりになったとの事ですから、まだ病院にカルテや写真が残っています。同僚の方が労災になっていることから、石綿粉じんを疑うべきです。詳しい医師がおられますので、ぜひ、病院から病気の資料全てを借りていただきお送り下さい。その際に、借り難いようでしたらご一報下さい。



363

**Q:** 胸膜肥厚斑の認定の考え方が、欧米では違うと聞きました。説明してください。

**A:** 胸膜肥厚斑は、日本では労災補償でも石綿新法でも、対象疾患とはなっていません。フランスは胸膜肥厚斑を補償対象疾患としており、その他の欧州諸国は呼吸機能の低下した胸膜肥厚斑のみを補償対象疾患としています。胸膜肥厚斑を補償対象疾患とする傾向は、徐々に広がっています。

